

日立市立日高中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめ防止のための対策を講じる。

2 「日高中学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 目的

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織とし、必要に応じて外部専門家を活用する。

(2) 委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任（不登校児童生徒支援員）、学年主任、養護教諭、関係教職員、教育相談員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(3) 機能

- ① 行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ 関係機関、専門機関との連携
- ④ 情報の収集と記録、共有
- ⑤ 関係生徒からの事実関係の聴取
- ⑥ 対応方針の決定
- ⑦ 重大事態発生時の報告、調査、対処
- ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止の取組の推進

(4) 関係機関との連携

- ① 茨城県県北教育事務所
- ② 日立市教育委員会
- ③ 日立警察署
- ④ 日立児童相談所
- ⑤ 日立市子育て支援課
- ⑥ 日立市社会福祉課
- ⑦ 教育相談員

- ⑧スクールカウンセラー
- ⑨スクールソーシャルワーカー
- ⑩スクールロイヤー
- ⑪適応指導教室
- ⑫こども発達支援センター

(5) 関係組織との連携

- ①父母と先生の会
- ②教育後援会
- ③学校評議員会

3 いじめの防止に関する措置

(1) 未然防止

いじめは、どの学校にも起こりうるという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。

①教職員の取組

ア 生徒指導の視点を生かした授業づくり

生徒指導提要では、『生徒指導の実践上の視点』として、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」の4つ視点が示されている。これらの視点到留意し、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを進めている。それによって生徒が安心して学べる学校づくりに努める。

イ 自己有用感を高める学校行事、学級活動、道徳教育等の充実

いじめに向かわない生徒を育成するため、学校行事、学級活動、道徳の授業、部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫して、生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりに努める。

学級活動での話し合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくいホームルームの環境をつくりだす。

道徳の授業において、生徒が積極的に発言や話し合い活動を行い、価値観を広げいろいろな考え方があることを学習することで、他人の気持ちを察する心を育てる。

部活動において、目標達成に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを体験することなどを通して、仲間を大切にすることを養い、いじめに向かわない人格づくりに取り組む。

ウ 情報モラル教育の充実

SNS(ライン等)を通じて行われるいじめは発見しにくいため、生徒か

ら定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒が使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

エ 生徒に対しての温かみと誠意のある対応

生徒の話を丁寧に傾聴し、生徒と教師がともに問題解決の方法について考える。

オ 様々な相談窓口の設置

日頃から担任・授業担当者・学年の職員が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。また、積極的に教育相談員やスクールカウンセラーとの面談を勧める。オンラインによる相談窓口を設けるなど、いろいろな方法で生徒の悩みに対応する。

②生徒の取組

ア 「いじめ ZERO フォーラム」の取組

イ ありがとうの木などのお互いを尊重する環境づくり

③保護者の取組

ア 我が子の観察と学校との連携

イ 保護者面談、懇談会でのいじめ問題についての情報交換

ウ インターネット・通信機器の使い方に関する家庭でのルールづくり

(2)いじめの早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒への個別の声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。早期発見が早期解消につながるという認識のもと、生徒へのアンケート、職員間での情報共有や保護者との連携から情報を収集する。また、外部の相談機関等積極的に紹介していく。

①教職員の取組

ア 「ふれあいアンケート」の実施（年 11 回）

自分や自分の身の回りで起きているいじめを含めた生活に関するアンケート調査を毎月行い、気になる記述をしている生徒と二者面談を行う。このことにより、いじめの早期発見に努める。

イ オンラインによる困り事相談

ウ 保護者からの情報提供

学期一回の保護者アンケート等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

エ 教育相談員・スクールカウンセラーによる教育相談

担任や生徒指導だよりにより教育相談員・スクールカウンセラーの来校日を紹介し、積極的な活用を図る。

オ 保護者が相談しやすい雰囲気づくり

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づく

りに努める。

②生徒の取組

- ア 学校・保護者へのいじめについての相談
- イ ふれあいアンケートによる生徒からの情報収集
- ウ SNS相談窓口等外部機関への接続

③保護者の取組

- ア 我が子の観察と学校との連携（報告・連絡・相談）
- イ 悩みを親へ相談できる雰囲気づくり、相手との関わりの中で行動する活動

(3)教育活動の重点

①生徒支援の充実

②人権教育の推進

③道徳教育の充実

④特別活動の充実

⑤体験活動の充実

- ・心ゆたかな体験学習
- ・宿泊学習
- ・修学旅行
- ・職場体験学習 等

⑥伝統教育の充実

- ・日中さんさ踊りの取組

(4)生徒の主体的な活動

①生徒会活動の充実

- ・あいさつ運動の取組
- ・ボランティア活動の取組
- ・いじめZEROフォーラム

②生徒による校則の見なおし

(5)生徒指導体制

①いじめ防止対策委員会

②生徒指導部員会

③教務会

④職員会議

(6)教育相談体制

①ふれあいアンケート後の定期的な教育相談

②内部の相談窓口の周知

(7)職員研修

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

①事例検討会

②ケース会議

③生徒指導提要や各種啓発資料の活用

4 いじめに対する措置

問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の安全確保と苦痛緩和を最優先とした対応を行う。

(1) 教職員の取組

①複数の職員による速やかな事実確認ならびに「いじめ防止対策委員会」の開催と機能の発揮

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴いたり、アンケートを実施したりしていくなかで、いじめの事実を確認する。

②被害生徒・加害生徒の保護者ならびに関係機関との連携

ア 被害生徒の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、本人と保護者に伝えるとともに全職員が協力して被害生徒の心のケアに努める。

また、被害生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 加害生徒への対応

加害生徒に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害生徒やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

ウ 関係機関との連携

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を県教育委員会に報告する。学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

③個人情報適切な管理

④ネットいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行う。

(2) 生徒の取組

①「いじめは許さない」「一人で悩まない」という雰囲気づくり

②被害班、加害班ともに大切な仲間として温かく見守る学級風土の醸成

(3) 保護者の取組

①被害生徒保護者の我が子を守り抜く姿勢

②加害生徒保護者の家庭での事後指導

(4) 重大事態への対応

①重大事態とは

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 生徒に精神性の疾患が発症した場合

ウ 生徒が身体に重大な障害をおった場合

- エ 生徒の金品などに重大な被害が生じた場合
- オ 生徒が転校または不登校を余儀なくされた場合

②重大事態が発生した場合

直ちに日立市教育委員会に報告し、調査実施の主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）および茨城県のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、「いじめ防止委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- ③学校で調査を行う調査の状況については、必要に応じて被害生徒とその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④調査結果を日立市教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえ、当該重大事態の対処と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。